平成２２年（再ロ）第６４号

大阪府豊中市玉井町４丁目１番18号

再生債務者　小川賀代子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０００４号

茨城県古河市仁連2297番地33

再生債務者　羽田　俊之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（再ロ）第２号

愛知県西尾市西浅井町宮下14番地１

再生債務者　松居　信雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日

名古屋地方裁判所岡崎支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 22 年 11 月 24 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博Ａ―167	昭和27年４月１日	聖護院	平成22年10月22日	
京博Ａ―168	昭和27年４月１日	聖護院	平成22年10月22日	
京博Ａ―1695	昭和48年４月18日	聖護院	平成22年10月22日	

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 11 月 24 日　　長崎県教育委員会

1　氏名　高橋　裕司　本籍地　長崎県

⑴　幼稚園教諭１種免許状

免許状の番号　平13幼一種第208号

授与年月日　平成14年３月25日

授　与　権　者　長崎県教育委員会

⑵　小学校教諭１種免許状

免許状の番号　平13小一種第300号

授与年月日　平成14年３月25日

授　与　権　者　長崎県教育委員会

2　失効年月日　平成22年10月27日

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二十四日
掲載頁　六十四頁（号外第六十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二日
掲載頁　六十四頁（号外第四十二号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二十三日
掲載頁　八十七頁（号外第六十号）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（再ロ）第２号

愛知県西尾市西浅井町宮下14番地１

再生債務者　松居　信雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月15日

名古屋地方裁判所岡崎支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十二月二十八日であり、甲の会社法第三九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意及び乙の会社法第七八三条第一項に基づく総株主の同意は平成二十二年十二月四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月二十八日
掲載頁　一〇四頁（号外第二七号）
平成二十二年十一月二十四日

東京都豊島区池袋二丁目四〇番一三号　池袋デュープレックスビズ
（甲）日本カンタム・デザイン・ホールディングス株式会社
代表取締役　田口　昌二

東京都豊島区池袋二丁目四〇番一三号　池袋デュープレックスビズ
（乙）日本カンタム・デザイン株式会社
代表取締役　田口　昌二

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

効力発生日は平成二十三年一月一日であり、甲は会社法第七九九条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しておりますが、また、

平成二十二年十一月二十四日

福島県いわき市好間工業団地一一番地一
（甲）株式会社タンガロイ
代表取締役　上原　好人

福岡県久留米市宮ノ陣三丁目七番五七号
（乙）株式会社タンガロイ九州
代表取締役　尾添　俊二

福岡県柳川市三橋町中山一九三番地
（丙）株式会社ヤマトツール
代表取締役　細川　清